

定員に達しましたので、募集を締め切ります。

各事業所殿

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部

第4回 フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育の実施について

高所からの墜落による労働災害を防止するため、関係政省令の改正が平成30年6月に公布等され、平成31年2月1日から施行されております。

今回の改正の主な内容は、「安全帯」が「墜落制止用器具」に変更され、墜落制止用器具としては「フルハーネス型」を使用することが原則とされます。

また、「高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合にフルハーネス型墜落制止用器具を使用して作業を行う労働者」に対して、労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第41号)の規定により、事業者に特別教育の実施が義務付けられました。

今般、当協会西部支部でこの特別教育を下記とおり実施することとしました。

つきましては、御社の従業員の中で、当該業務に従事している方、あるいは従事することが予定される方は、この機会に受講いただきますようご案内いたします。

記

1. 日 時 【学科】 令和3年 9月 30日(木) 9:00~17:00 (8:30受付開始)

【実技】 令和3年 9月 30日(木) の2時間

2. 場 所 米子食品会館(米子市旗ヶ崎2030)

※駐車場には限りがございますので、乗り合い又は公共交通機関をご利用下さい。

3. 日 程

科 目		時 間	講 師
学 科	作業に関する知識	9:00~10:00	一級とび技能士
	フルハーネス型墜落制止用器具に関する知識	10:00~12:00	フルハーネス型墜落制止用
	(休 憩)	12:00~13:00	器具特別教育
	労働災害の防止に関する知識	13:00~14:00	インストラクター
	関係法令	14:00~14:30	吉森 英樹 氏

実 技	フルハーネス型墜落制止用器具の使用法等	15:00~17:00	同 上
--------	---------------------	-------------	-----

4. 受 講 料 協会員 10,000円(税込) 非協会員 12,000円(税込)

(1人あたり)

(1人あたり)

(受講料の中には、特別教育用テキスト「フルハーネス型墜落制止用器具の知識」

(990円(税込))代金を含みます。)